

令和5年5月臨時会 水俣市一般会計補正予算の概要

議第29号 【専第5号】 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

議第30号 【専第6号】 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

（単位：千円）

会計名	補正前 予算額	4月1日専決 補正予算 （第1号）	4月21日専決 補正予算 （第2号）	補正後 予算額	伸率
水俣市一般会計	15,680,000	91,516	28,440	15,799,956	0.8%

補正予算のポイント

4月1日専決 補正予算第1号

○新型コロナウイルスワクチン接種事業

91,516千円

新型コロナウイルスのワクチン接種を実施するための体制を確保

4月21日専決 補正予算第2号

○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

28,440千円

令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方等に対し、児童1人あたり一律5万円を給付

新型コロナウイルスワクチン接種事業

国の方針により、特例臨時接種が1年間延長（令和6年3月末）となったことに伴い、本市のワクチン接種体制を整備するために必要となる予算。

【対象者及び接種のタイミング】

令和5年秋～冬に1回。ただし、重症化リスクが高い人及び重症化リスクが高い人が集まる医療機関や介護施設等に従事する人については、春～夏に1回追加。

- ① 令和5年春開始接種（5～8月）
 - ・ 65歳以上の高齢者
 - ・ 基礎疾患を有する人（5～64歳）
 - ・ 医療従事者・介護従事者等（5～64歳）
- ② 令和5年秋開始接種（9～12月）
 - ・ 5歳以上

【使用するワクチン】

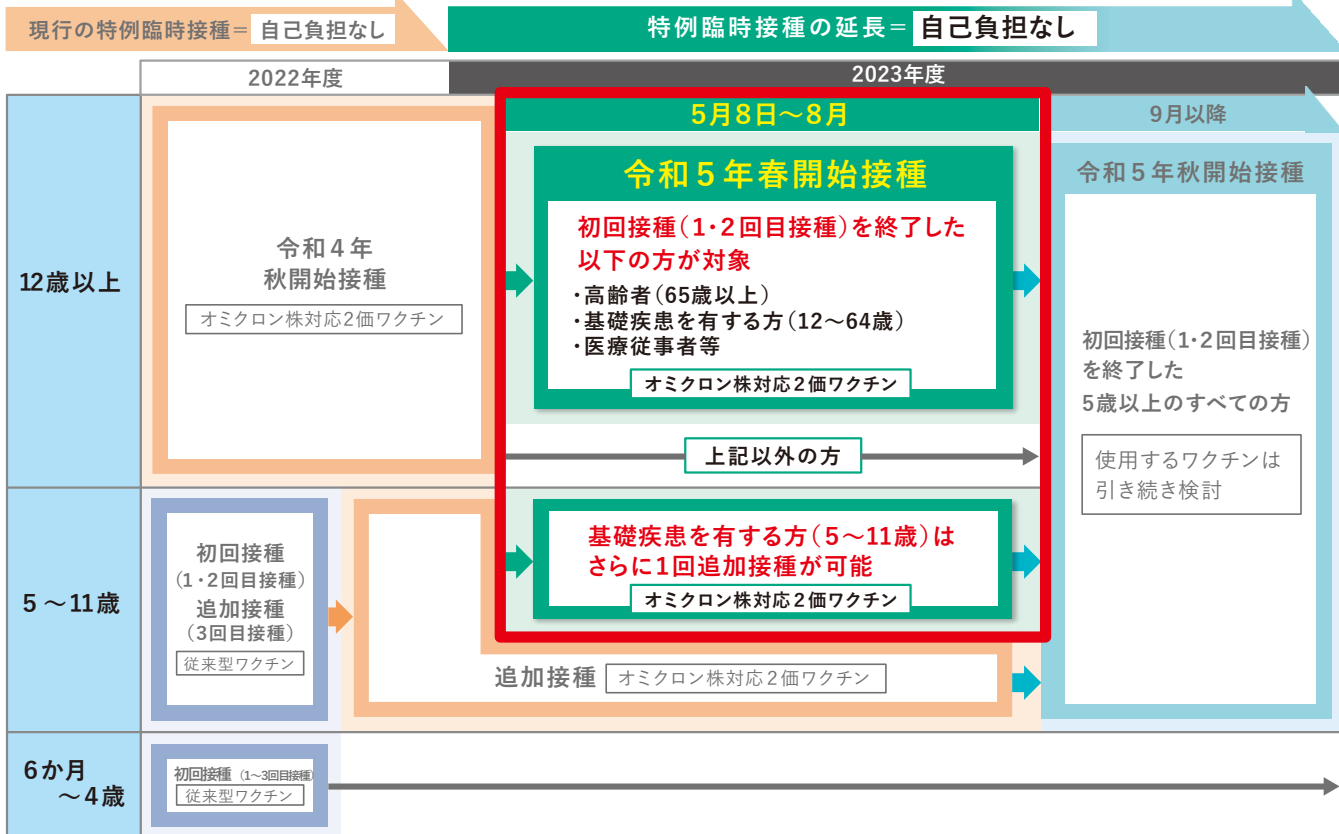
春夏の接種には、オミクロン株対応2価ワクチンを使用。秋冬の接種に使うワクチンは今後検討。

令和5年春開始接種についてのお知らせ

令和5年春開始接種では、重症化リスクが高い方(高齢者、基礎疾患を有する方)にワクチンを接種いただけます。



春開始接種の対象ではない一般の方への追加接種は5月7日で終了し、その後は今年の秋(令和5年秋開始接種)を予定しています。



注1: 12歳以上の追加接種には、最後の接種から3か月以上間隔をあけて、オミクロン対応2価ワクチンが使用できます。ただし、何らかの理由でmRNAワクチンの接種を希望されない方は、最後の接種から6か月以上間隔をあけて、武田社ワクチン(ノババックス)(12歳以上)を受けていただくことも可能です。
 注2: 5~11歳の追加接種には、最後の接種から3か月以上間隔をあけて、オミクロン対応2価ワクチンを用いることになります。従来型ワクチンは使用できません。
 注3: 6か月~4歳は初回接種(1~3回目接種)のみです。従来型ワクチンを使用します。
 注4: 接種回数や接種証明については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

初回接種がまだの方

初回接種(従来型ワクチン)は5月8日以降も引き続き受けられます。まずは、初回接種を受けてください。

令和5年度接種の対象となる方

令和5年春開始接種(5~8月)	対象となる方	努力義務
高齢者(65歳以上)	○	あり
基礎疾患を有する方(5~64歳)	○	あり
医療従事者・介護従事者等	○	なし
上記以外(5歳以上)	—	—

令和5年秋開始接種(9~12月)	対象となる方	努力義務
高齢者(65歳以上)	○	あり
基礎疾患を有する方(5~64歳)	○	あり
医療従事者・介護従事者等	○	なし
上記以外(5歳以上)	○	なし

(※) 65歳以上の方や基礎疾患のある方には、春開始接種と秋開始接種の1回ずつの接種をおすすめしています。

「基礎疾患を有する方」について

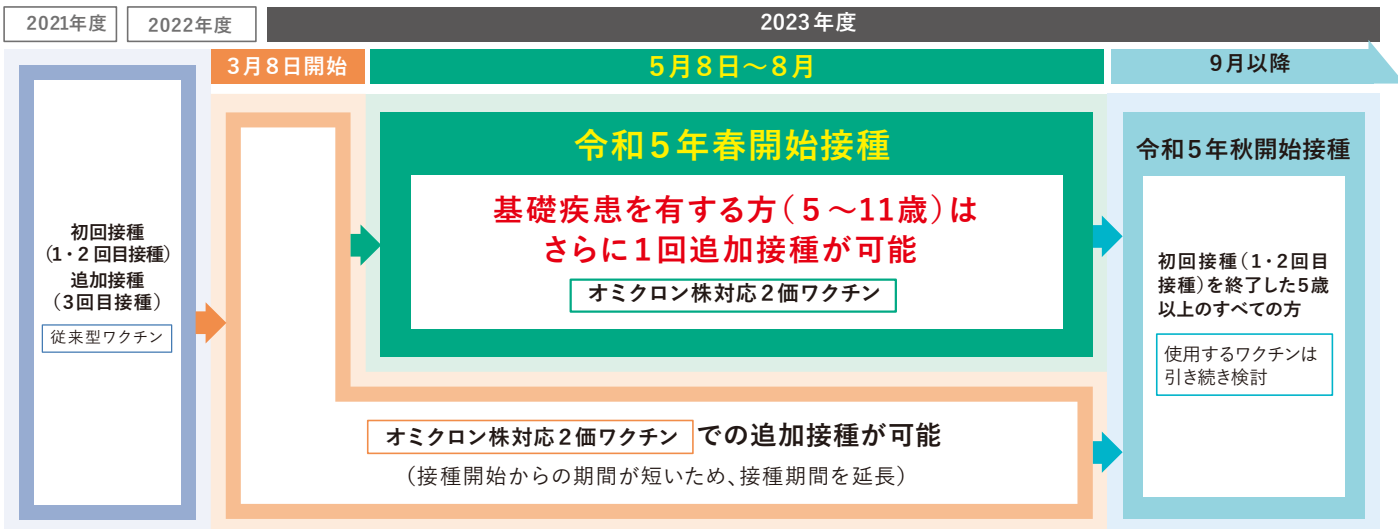
令和5年度の接種における「基礎疾患を有する方」の範囲については、国の審議会において、現時点の科学的知見等に基づいて検討され、以下とすることとされています。

すべての年齢	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性的な心臓、腎臓、呼吸器、肝臓の病気がある方・病気や治療によって免疫の機能が低下している方 ・神経疾患や神経筋疾患を原因として、身体機能が低下している方 ・染色体異常のある方・血液の病気のある方(18歳以上で鉄欠乏性貧血の方は除く) ・その他、新型コロナにかかった場合に重症化するおそれ大きいと医師が認める方
18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・インスリンや飲み薬で治療中又は合併症のある糖尿病の方・睡眠時無呼吸症候群の方 ・重い精神疾患がある方・知的障害がある方・BM(BMI=体重(kg)/身長(m)²)が30以上の方
18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・代謝性疾患がある方・悪性腫瘍がある方・膠原病がある方 ・内分泌疾患がある方・消化器疾患がある方

3月8日から、 オミクロン株対応2価ワクチンになりました。



- オミクロン株対応2価ワクチンは、少なくとも1・2回目接種を完了した5～11歳のお子様を対象です。
- 最後の接種から3か月以上、間隔をあけて接種します。ファイザー社の5～11歳用のオミクロン株対応2価ワクチンを使用します(*)。(※)ファイザー社の12歳以上のものに比べ、有効成分が1/3になっています。



注1: 5～11歳の追加接種には、最後の接種から3か月以上間隔をあけて、オミクロン対応2価ワクチンを用いることになります。従来型ワクチンは使用できません。
注2: 接種回数や接種証明については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

初回接種(1・2回目接種)が
まだの方

まずは、1・2回目接種(従来型ワクチン)を受けてください。

注: 1・2回目接種(従来型)が完了すれば、最後の接種から3か月以上間隔をあけて、オミクロン株対応2価ワクチンを接種できます。

5歳から11歳の 「基礎疾患を有する方」 について

- ・慢性の心臓、腎臓、呼吸器、肝臓の病気がある方 ・病気や治療によって免疫の機能が低下している方
- ・神経疾患や神経筋疾患を原因として、身体機能が低下している方
- ・染色体異常のある方 ・血液の病気のある方
- ・代謝性疾患がある方 ・悪性腫瘍がある方 ・膠原病がある方 ・内分泌疾患がある方 ・消化器疾患がある方
- ・その他、新型コロナにかかった場合に重症化するおそれ大きいと医師が認める方

注: 基礎疾患のあるお子様にワクチンを受けていただけるよう、ご本人とその保護者の方に接種に努めていただくこととしていますが、これは接種を強制するものではありません。

Q. 子ども用のオミクロン株対応2価ワクチンは、海外で使用されていますか？

A. 子ども用のオミクロン株対応2価ワクチンは米国ですでに使用されており、安全上の大きな問題はないと報告されています。

米国においては、2022年10月から子ども用に使用されており、米国CDC(疾病管理センター)の報告によれば、80万回以上接種された実績に基づいて、安全性の評価が行われています。米国で接種を受けた方や親などの報告に基づくデータによると、発熱は約19%、疲労感は約30%、頭痛は約20%の方に現れたとされています。また、医師等による報告に基づくデータによると、接種後の死亡や心筋炎と報告されたものはないとされています。

◎ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。また、5歳から11歳のお子様のワクチン接種には、保護者の同意と立ち会いが必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、ワクチンを受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◎予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすることはできないことから、救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

厚労 コロナ ワクチン

検索



お問合せ先

▶水俣市コールセンター

☎0120-178-956 (平日9時～18時)

水俣市いきいき健康課

☎63-3202 (平日8時30分～17時15分)

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 【国給付金】 及び
熊本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 【県給付金】
のご案内

あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分)の対象者です！

1. 支給対象者

- 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
(令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方)

2. 支給額

- ①国給付金：児童1人当たり一律**5万円**
- ②県給付金：対象世帯当たり**2万円**（第2子以降**5千円加算**）

3. 給付金の支給手続き

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 原則**5月末**に児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、別添①「受給拒否届出書」を5/19迄に返送ください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、別添②「支給口座当登録等の届出書」を5/19迄に返送ください。

* お問い合わせは下記までお電話ください。

【国給付金について】

- こども家庭庁コールセンター
0120-400-903【受付時間：平日9時～18時】

【県給付金について】

- **〇〇町村役場**
「子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分)」窓口
0000-000-000



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”
にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

■ 以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
(令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方)
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

※ 上記②又は③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ [こども家庭庁コールセンター](#)

0120-400-903 (受付時間：平日9:00～18:00)

■ [水俣市役所 福祉課福祉支援室](#)

[「子育て世帯生活支援特別給付金\(ひとり親世帯分\)」窓口](#)

0966-61-1660

3. 給付金の支給手続き

■ 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

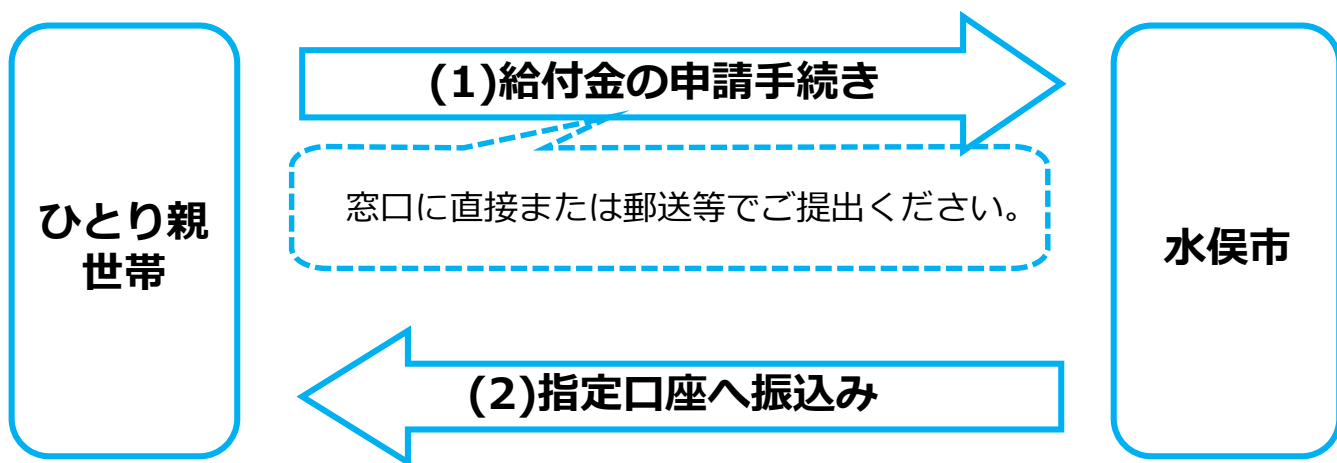
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
(▶ 令和5年4月分で新たに児童扶養手当受給者となった方も申請不要で受け取れます。)
- ▶ **5月頃**、児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

■ 上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに〇〇市の**窓口**に**直接**、または**郵送等**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

～大切なお知らせ～

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金【国給付金】 熊本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金【県給付金】



あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金を
申請不要で受け取れます！

1. 支給対象者

下記に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

**令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金
(前回の給付金)の支給対象者**であった方

(申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方)

2. 支給対象児童

令和4年度給付金の支給算定対象児童 (2004年(平成16年)4月2日から2023年
(令和5年)2月28日生まれの児童 (障害児は2002年(平成14年)4月2日生まれ以降))

3. 支給額

- ①国給付金：児童1人当たり 一律 **5万円**
- ②県給付金：対象世帯当たり **2万円** (第2子以降 **5千円加算**)

4. 支給の手続き

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **5月末頃**、令和4年度給付金を支給した口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を5/19迄に返送してください。
- ※ 令和4年度給付金の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座届出書を5/19迄に返送してください。
- ※ 給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。(1人の児童について二重に受給した場合など)

*お問い合わせは下記までお電話ください。

■ ○ ○ ○ 市町村
「子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外分)」窓口

○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○

「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった
不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

～大切なお知らせ～



ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）でない方へ 子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

①または②に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① **令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者**であった方
（申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方）

②

- 令和5年3月31日時点で
18歳未満の児童（障害児の場合、**20歳未満**）
を養育する父母等
（※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）
であって
- 令和5年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。
* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ こども家庭庁コールセンター（受付時間：平日9:00～18:00）

0120-400-903

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）担当窓口」までお問い合わせください。



3. 給付金の支給手続き

I. 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の支給対象者であった方

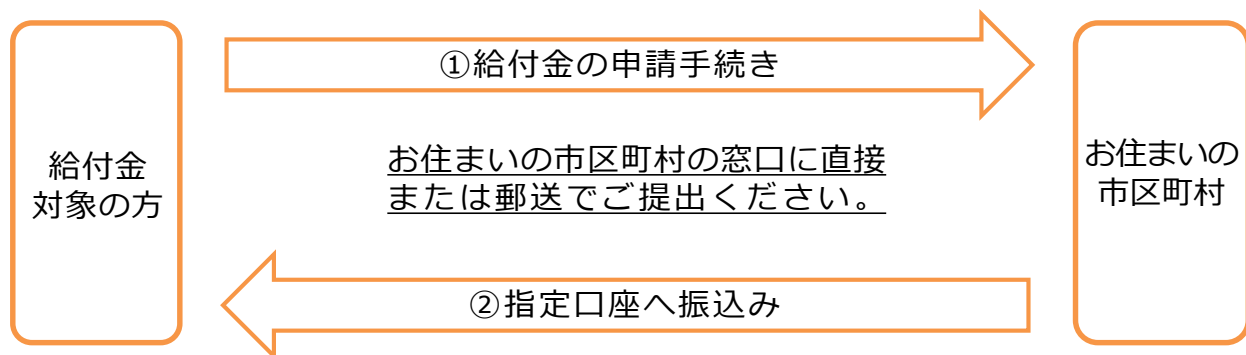
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取ることができます。
- ▶ 市区町村ごとに可能な限り速やかに、令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金を支給した口座（令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給していた口座等）に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合、受給拒否届出書を市区町村に提出ください。
- ※ 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方（例. 収入が急変した方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。